

【介護老人福祉施設を利用した場合の入所費用】

1日の入所費用 = 基本部分 + 加算・減算情報 + 食費・居住費 + その他の費用

基本部分 = 入所される方の要介護度と施設の居室形態により、以下の表から当てはまる費用を求める。

加算・減算情報 = 各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。

食費・居住費 = 入所される方の所得段階により、以下の表から当てはまる費用を求める。

その他の費用 = 各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。

端数処理等があるため、～の合算額と実際の額が合わないことがある。

【1日の利用料金】

(単位:円)

基本部分 (保険料金)						
介護福祉施設サービス		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費 () 従来型個室 (定員1名)		547	614	682	749	814
介護福祉施設サービス費 () 多床室 (定員2名)		594	661	729	796	861
加算・減算情報 (保険給付) 網掛けになっているところが当施設の算定できる加算です。						
夜勤基準を満たさない施設減算	の97%	若年認知症入所者受入加算	120	口腔衛生管理体制加算	30	
利用者数が利用定員を超える減算	の70%	常勤専従医師配置加算	25	口腔衛生管理加算	110	
職員の員数が基準に満たない減算	の70%	精神科医月2回以上指導加算	5	療養食加算	18	
ユニットケアにおける体制が未整備である減算		障害者生活支援体制加算	26	看取介護加算(1)(1日につき)	144	
日常生活継続支援加算	36	身体拘束廃止未実施減算	5	看取介護加算(2)(1日につき)	680	
看護体制加算()イ	6	外泊(最大6日)	246	看取介護加算(3)(1日につき)	1,280	
看護体制加算()ロ	4	初期加算(1日につき)	30	在宅復帰支援機能加算	10	
看護体制加算()イ	13	退所前訪問相談援助加算(最大2回)	460	在宅・入所相互利用加算	40	
看護体制加算()ロ	8	退所後訪問相談援助加算	460	認知症専門ケア加算()	3	
夜勤職員配置加算()イ	22	退所時相談援助加算	400	認知症専門ケア加算()	4	
夜勤職員配置加算()ロ	13	退所前連携加算	500	認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所後最大7日)	200	
夜勤職員配置加算()イ	27	栄養マネジメント加算	14	サービス提供体制強化加算()イ	18	
夜勤職員配置加算()ロ	18	経口移行加算	28	サービス提供体制強化加算()ロ	12	
準ユニットケア加算		経口維持加算()	400	サービス提供体制強化加算()	6	
個別機能訓練加算	12	経口維持加算()	100	サービス提供体制強化加算()	6	
介護職員処遇改善加算()	上記利用金額の5.9%を加算 + × 59/1000					
介護職員処遇改善加算()	+ × 33/1000					
介護職員処遇改善加算()	()の90%を加算 + × 33/1000 × 90/100					
介護職員処遇改善加算()	()の80%を加算 + × 33/1000 × 80/100					
保険外でかかる経費 (食費・居住費)						
所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。	食費	居住費				
		多床室	従来型個室			
	利用者負担第1段階	300	0	320		
	利用者負担第2段階	390	370	420		
	利用者負担第3段階	650	370	820		
利用者負担第4段階	1,380	4月-7月 370 / 8月- 840	1,150			